

下田税務署から所得税の 確定申告等についてお知らせします

	所得税の確定申告等	年金受給者向け 確定申告説明会	無料税務相談所
概要	下記のとおり確定申告会場を開設します。なお期間中下田税務署内では申告書の相談を行っています。	下記のとおり年金受給者を対象とした確定申告説明会を開催します。当日は、申告書の作成及び提出ができます。	下記のとおり無料税務相談所を開設します。
日程	2月18日(月)～3月15日(金) (※土日除く)	2月14日(木)・15日(金)	2月18日(月)～2月25日(月) (※土日除く)
受付時間	9時～17時 (受付終了：16時)※1	9時～12時 13時～16時	9時30分～12時 13時～16時※1
会場	下田市民スポーツセンター(サンワーク下田) 下田市数根 761 ※当該施設への確定申告等に関する問合せはご遠慮ください。		
	第一会議室、第二会議室	第一会議室	第二会議室
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> 申告に必要な、平成30年分の収入(所得)を証明する書類等 営業・不動産所得のある方は収入経費の分かる帳簿や書類等 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年分の公的年金等の源泉徴収票 電卓、筆記用具 年金以外にも所得がある方は、所得金額を計算するために必要な書類等 	<ul style="list-style-type: none"> 申告に必要な、平成30年分の収入(所得)を証明する書類等 営業・不動産所得のある方は収入経費の分かる帳簿や書類等
	各種控除証明書、領収書、印鑑、本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの、税務署からの確定申告のお知らせ、マイナンバーを確認できる書類、身元確認ができる書類(免許証等)		
その他	電子申告(e-Tax)にて申告相談を行います。税務署から送られたハガキ、封書、「利用者識別番号等の通知」をお持ちであればご持参ください。	年金以外の収入がある方は、2月18日以降に確定申告会場でご相談ください。	会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。
本人確認について	平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要で、申告者の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。 なお、過去の申告手続き等において、マイナンバーを記載した申告書等を税務署に提出している場合であっても、平成30年分の確定申告書には、マイナンバーの記載等が必要ですのでご注意ください。 <本人確認を行うときに使用する書類の例> 例1) マイナンバーカード 例2) 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証等		

※1 会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

その他のお知らせ

- ・所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は、3月15日(金)です。
- ・消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は、4月1日(月)です。
- ・譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)、その他の分離申告、青色申告及び贈与税の申告相談は「下田市民スポーツセンター(サンワーク下田)」のみ行っております(市役所の会場では行っておりません)。

問合せ先 下田税務署 ☎0185

※税務署では電話受付を自動音声により案内しております。ご利用に応じて番号を選択してください

市県民税申告は正しくお早めに!

～申告期間は2月18日から3月15日まで～

問合せ先 税務課市民税係 (窓口⑨) ☎2218



平成31年度(平成30年中の所得)市県民税の申告は、2月18日(月)から3月15日(金)まで(土日除く)の9時から16時まで、市役所2階大会議室で受け付けます。
また、各地区でも出張会場を設けます。日時や会場については来月号の広報でお知らせします。

○申告の前にご準備を
申告期間中は混雑し、待ち時間が長くなるのが予想されます。収支内訳書、医療費控除等は計算を事前に済ませてください。

○申告が必要な方
平成31年1月1日に市内に住んでいた方は原則として申告が必要です。平成30年中に所得がなかった方、遺族年金や障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や、国民健康保険税の算定をする際の基礎資料となりますので申告してください。
ただし、所得税の確定申告をする方や、給与所得者で年末調整が正しく済まされ、その他に所得がない方は申告する必要がありません。

申告者の 合計所得金額	〈参考〉 給与収入 換算額	控除額(※)	
		配偶者 -70歳未満-	老人配偶者 -70歳以上-
900万円以下	1,120万円以下	38万円 [33万円]	48万円 [38万円]
900万円超 950万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	26万円 [22万円]	32万円 [26万円]
950万円超 1,000万円以下	1,170万円超 1,220万円以下	13万円 [11万円]	16万円 [13万円]

※上段・下段のカッコ内はそれぞれ、所得税・住民税における控除額

また、申告者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除は適用されなくなりました。その他の要件については、改正前と変わりがありません。

①配偶者控除の改正
改正前の配偶者の所得要件に加え、次の表のとおり、申告者(扶養する方)の合計所得金額にに応じて、控除額が区分され適用されることとなりました。

配偶者の 合計所得金額	〈参考〉 給与収入 換算額	申告者の合計所得金額		
		900万円以下 控除額(※)	900万円超 950万円以下 控除額(※)	950万円超 1000万円以下 控除額(※)
38万円超 85万円以下	103万円超 150万円以下	38万円 [33万円]	26万円 [22万円]	13万円 [11万円]
85万円超 90万円以下	150万円超 155万円以下	36万円 [33万円]	24万円 [22万円]	12万円 [11万円]
90万円超 95万円以下	155万円超 160万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	160万円超 166.8万円未満	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	175.2万円以上 183.2万円未満	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	183.2万円以上 190.4万円未満	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	2万円	1万円

※上段・下段のカッコ内はそれぞれ、所得税・住民税における控除額。カッコがない場合は、所得税・住民税共に控除額が同額。

②配偶者特別控除の改正
改正前は「配偶者の前年中の合計所得金額が76万円未満(給与収入換算で141万円未満)の方」について配偶者特別控除の適用がありました。改正後はその所得が123万円(同201.6万円未満)まで配偶者特別控除を受けられることとなりました。

また、次の表のとおり、申告者の前年中の合計所得金額に応じて控除額が区分され適用されることとなりました。その他の適用要件については改正前と変わりません(詳細はお問合わせください)。